

報告第 4 号

専決処分(桐生市国民健康保険条例の一部改正)の承認を求めるに
ついて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市条例第 13 号

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険条例(昭和 34 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「6 人」を「4 人」に改め、同条第 2 号中「6 人」を「4 人」に改め、同条第 3 号中「6 人」を「4 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 11 条第 2 項の規定により本市に置かれている国民健康保険運営協議会の委員の定数は、現に在任する委員の任期中は、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第4号 専決処分(桐生市国民健康保険条例の一部改正)の承認を求めるについて

桐生市国民健康保険条例に定める国民健康保険運営協議会委員の定数について、平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、県と市町村とで国保運営について役割分担されたことから、運営協議会のスリム化を目的に、群馬県国民健康保険運営協議会と同数に委員定数を削減するため、同条例を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成31年3月29日に専決処分をもって措置したものです。